

共通事項 新旧対照表

6月

- 6 設計図書等の配布等
 (1) ～ (6) (略)
 (7) 希望者については、下表により共通仕様書等を取得することができる。
 (建築部)

名称	取得方法
建築工事設計委託要領 (令和7年4月版)	堺市ホームページ「安心して使える建物」のページ内「建築部工事関連書類」の「工事関連業務書類一覧 (建築系)」からダウンロードすることができます。
工事監理委託要領 (令和7年4月版)	
電子設計図書のサイズについて	堺市ホームページ「安心して使える建物」のページ内「建築部工事関連書類」からダウンロードすることができます。
入札案件でのシンドラー社製エレベーターに関する取扱いについて	
資材・機材表 (主要資材発注先名簿に記載すべき材料等について)	
地質調査共通仕様書 (平成25年度版)	
工事関連業務の業務委託料算出方法について	堺市ホームページ「安心して使える建物」のページ内「お知らせ」からダウンロードすることができます。
建築工事の積算基準について (積算基準等、工期の算定、公共工事設計労務単価※等の内容)	
解体等工事の際における石綿飛散防止について (お知らせ)	※公共工事設計労務単価は、国土交通省ホームページ「公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について」からダウンロードすることができます。
建設発生土の処理及び道路交通の安全対策について (お知らせ) (平成30年8月)	

堺市ホームページ「安心して使える建物」
 URL (<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/>)
 国土交通省のホームページ「公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について」
 URL (https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

7月

- 6 設計図書等の配布等
 (1) ～ (6) (略)
 (7) 希望者については、下表により共通仕様書等を取得することができる。
 (建築部)

名称	取得方法
建築工事設計委託要領 (令和7年4月版)	堺市ホームページ「安心して使える建物」のページ内「建築部工事関連書類」の「工事関連業務書類一覧 (建築系)」からダウンロードすることができます。
工事監理委託要領 (令和7年4月版)	
電子設計図書のサイズについて	堺市ホームページ「安心して使える建物」のページ内「建築部工事関連書類」からダウンロードすることができます。
入札案件でのシンドラー社製エレベーターに関する取扱いについて	
資材・機材表 (主要資材発注先名簿に記載すべき材料等について)	
地質調査共通仕様書 (平成25年度版)	
工事関連業務の業務委託料算出方法について	堺市ホームページ「安心して使える建物」のページ内「お知らせ」からダウンロードすることができます。
建築工事の積算基準について (積算基準等、工期の算定、公共工事設計労務単価※等の内容)	
解体等工事の際における石綿飛散防止について (お知らせ)	※公共工事設計労務単価は、国土交通省ホームページ「公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について」からダウンロードすることができます。
<u>工作物の石綿事前調査について (お知らせ)</u>	
建設発生土の処理及び道路交通の安全対策について (お知らせ) (平成30年8月)	

堺市ホームページ「安心して使える建物」
 URL (<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/>)
 国土交通省のホームページ「公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について」
 URL (https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

18 入札参加資格の事後審査

(1) ～ (2) (略)

(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日 及び 年末年始の休日を除く。）（必着）までに次のアからコまでの事後審査書類を原則として、郵送で契約課に提出すること。

なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日 及び 年末年始の休日を除く。）の午後5時までに、契約課窓口を設置する受付箱に提出すること。

ア～コ (略)

(4) ～ (9) (略)

18 入札参加資格の事後審査

(1) ～ (2) (略)

(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日、、 年末年始の休日 及び令和7年8月12日から同月15日までの期間を除く。）（必着）までに次のアからコまでの事後審査書類を原則として、郵送で契約課に提出すること。

なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後（土曜日、日曜日、祝日、、 年末年始の休日 及び令和7年8月12日から同月15日までの期間を除く。）の午後5時までに、契約課窓口を設置する受付箱に提出すること。

ア～コ (略)

(4) ～ (9) (略)